

70歳未満の入院等に係る高額療養費の現物給付化に伴うマスター変更など協議

国保事務共同電算処理委員会



国保事務共同電算処理委員会は、5月7日、府国保連合会で開催された。

冒頭、森事務局長は、昨年6月の医療制度関連法の成立により、20年4月からの後期高齢者医療制度の審査支払い業務の受託と、特定健診・特定保健指導に対する保険者支援等を取り組んで行くこととしている旨の挨拶を述べた。

協議事項に入り、平成19年4月1日から国の施行令等の一部改正による70歳未満の入院等に係る高額療養費の現物給付化に伴うマスター変更について説明し、承認された。

また「医療費通知書の文言変更等について」保険者から要望や、委員から通知書の趣旨説明等について適切な文言にしてほしい等の意見があり、再度検討することになった。

ハガキ下段に掲載している被保険者番号を個人情報関係から削除する件については、作成受託を受けている全保険者に照会したうえで検討することとなった。